

○更新講習受講義務のある方とない方

1 更新講習受講義務がある方

下欄に該当する方については、修了確認期限の2年2月前から2年間の期間内に免許状更新講習の課程を受講・修了し、修了確認期限までに免許管理者（滋賀県教育委員会）による確認（以下、「更新講習修了確認」といいます。）を受けなければなりません。

① 現職教育職員

主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む）

② 校長、副校長、教頭、幼稚園の園長、副園長

③ 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

④ 地方公共団体の職員等で、免許状更新講習に関する規則（免許状更新講習の受講等に関する規則第4条）に定めるもの 等

ただし、特定の要件に該当する場合には、更新講習の受講免除（以下、「更新講習受講免除」といいます）または更新講習修了確認期限の延期（以下、「修了確認期限延期」といいます）の申請を行うことができます。

申請内容	主な申請事由
更新講習受講免除	<ul style="list-style-type: none">・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導主事等の職にあること・指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
修了確認期限延期	<ul style="list-style-type: none">・病気休職、育児休業、在外派遣等、やむを得ない事由により更新講習が受講できないこと・平成21年4月1日以降に普通免許状および特別免許状の授与を受けたこと・初回の修了確認期限が、その者の有する普通免許状および特別免許状のうち最新の免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること
修了確認期限延期の期間変更	<p>現在、修了確認期限を延期している方で、同一の事由が継続することにより再度延期申請をする場合</p> <ul style="list-style-type: none">・育児休業承認により、修了確認期限の延期手続きを行ったのち、育児休業承認期間が延長された場合

申請事由の詳細については「更新制各種申請」→「免許状更新講習受講免除願」→「記入要領」、「修了確認期限延期願」→「記入要領」、「修了確認期限延期の期間変更申請書」→「記入要領」を参照してください。

2 更新講習受講義務はないが、各自の判断により更新講習を受講することができる方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員(2) 認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士(3) 教育職員になる見込みのある者（今後、幼稚園、小学校等に教諭、講師等として任命、雇用されることが見込まれる方） |
|--|

- ・更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合でも、免許状は失効しませんが、更新講習を受講・修了し、免許管理者による確認（以下、「更新講習修了確認期限後確認」といいます。）を受けるまでは教育職員になることができません。
- ・更新講習受講免除、修了確認期限延期については、申請することができません。